

○佐世保市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

令和2年3月19日条例第14号

佐世保市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）に基づき長崎県が施行する急傾斜地崩壊対策事業及び市が施行する急傾斜地崩壊対策事業（既に施工した急傾斜地崩壊防止施設のうち災害防止機能が不足する施設の改造を行うものを除く。以下「事業」という。）に係る分担金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 法第3条の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域をいう。
- (3) 被害想定区域 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域として別に規則で定める区域をいう。
- (4) 受益者 次のいずれかに該当する者であって、規則に定めるところによりあらかじめ市長に提出された受益者名簿に記載されているものをいう。  
イ 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者であって、事業により利益を受けるもの  
ロ 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者
- (5) 要配慮者利用施設 防災上の配慮を要する者が利用する施設で別に規則で定める施設をいう。
- (6) 保全対象 急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある人家（人の居住の用に供する建築物又は主として人の居住の用に供する部分からなる建築物をいう。以下同じ。）、要配慮者利用施設等をいう。

(分担金の額)

第3条 受益者から徴収する分担金の額は、被害想定区域に存する保全対象の戸数（以下「保全人家戸数」という。）に10万円を乗じて得た額（その額

が、当該区域に係る事業において市が負担する額を超過する場合は、市が負担する額)に、各受益者の受益の割合(規則に定めるところにより、あらかじめ市に届け出られた割合をいう。)を乗じて得た額とする。

- 2 保全人家戸数は、当該区域の事業に係る測量、調査及び設計業務が完了した日以後の最初の4月1日における数とする。
- 3 要配慮者利用施設に係る第1項の分担金の算定にあたっては、収容人員等3人につき人家1戸に換算するものとし、それによって得た数に10万円を乗じて得た額(その額が100万円を超えた場合は、100万円)を用いるものとする。

(分担金の徴収方法)

第4条 分担金は、全額を一時に徴収する。

- 2 市長は、前条の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく受益者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた受益者は、市長が指定する期日までに前項の分担金を納付しなければならない。
- 4 市長は、分担金を徴収した後、事業区域の見直しに伴い保全人家戸数に増減が生じた場合は、分担金の額を再度算定するものとし、その算定した額と既に徴収した分担金の額とに差額が生じたときは、その差額を徴収し、又は返還するものとする。この場合において、保全人家戸数は、第3条第2項の規定にかかわらず、既に徴収した分担金の額の算定に係る保全人家戸数に、事業区域の見直しに伴う保全人家戸数を加減したものとする。

(分担金の返還)

第5条 市長は、天災等のやむを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合は、徴収した分担金の額から、既に施工した部分において市が負担する費用に対する分担金相当額を除いた額を返還するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例の規定による分担金の徴収は、この条例の施行の日(以下「施行

日」という。)以後に新たに提出された事業に係る要望書(急傾斜地崩壊危険区域の指定及び当該区域における崩壊対策工事の施工の要望を記載したものをいう。)及び同意書(急傾斜地崩壊危険区域となる予定の区域内の土地の所有者その他の利害関係者の急傾斜地崩壊危険区域の指定、準備調査、事業用地の寄付等に係る同意を記載したものをいう。以下同じ。)に基づき実施する事業から適用する。ただし、次の各号のいずれにも該当する事業は、この限りでない。

- (1) この条例の公布の前において、事業に関する説明会の開催等により、被害想定区域における住民等の事業に係る要望が確認できること。
- (2) 同意書を提出すべき者について相続があったこと又は提出すべき者が所在不明であることにより、同意書の作成に期間を要し、提出がやむを得ず施行日以後となったこと。